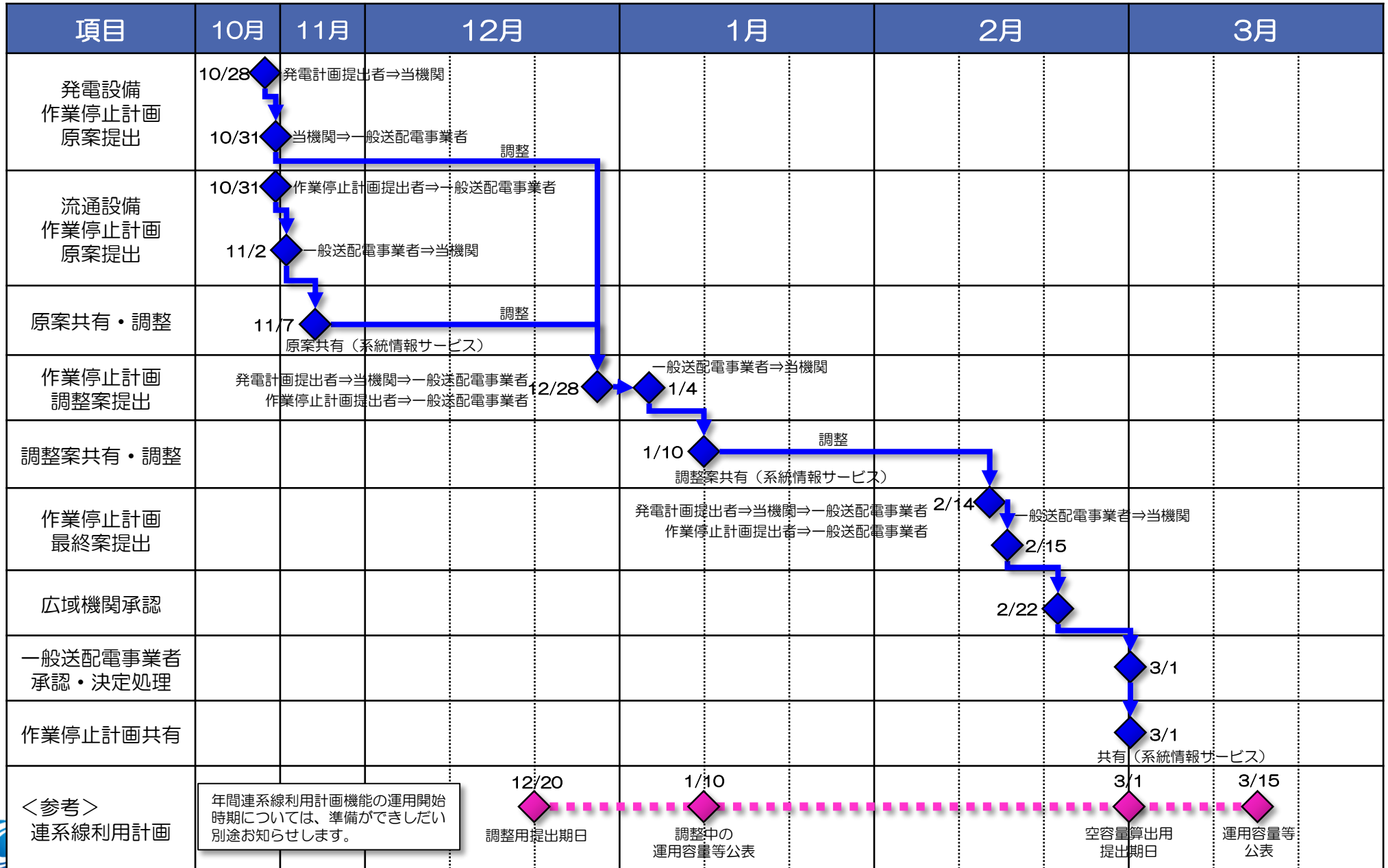


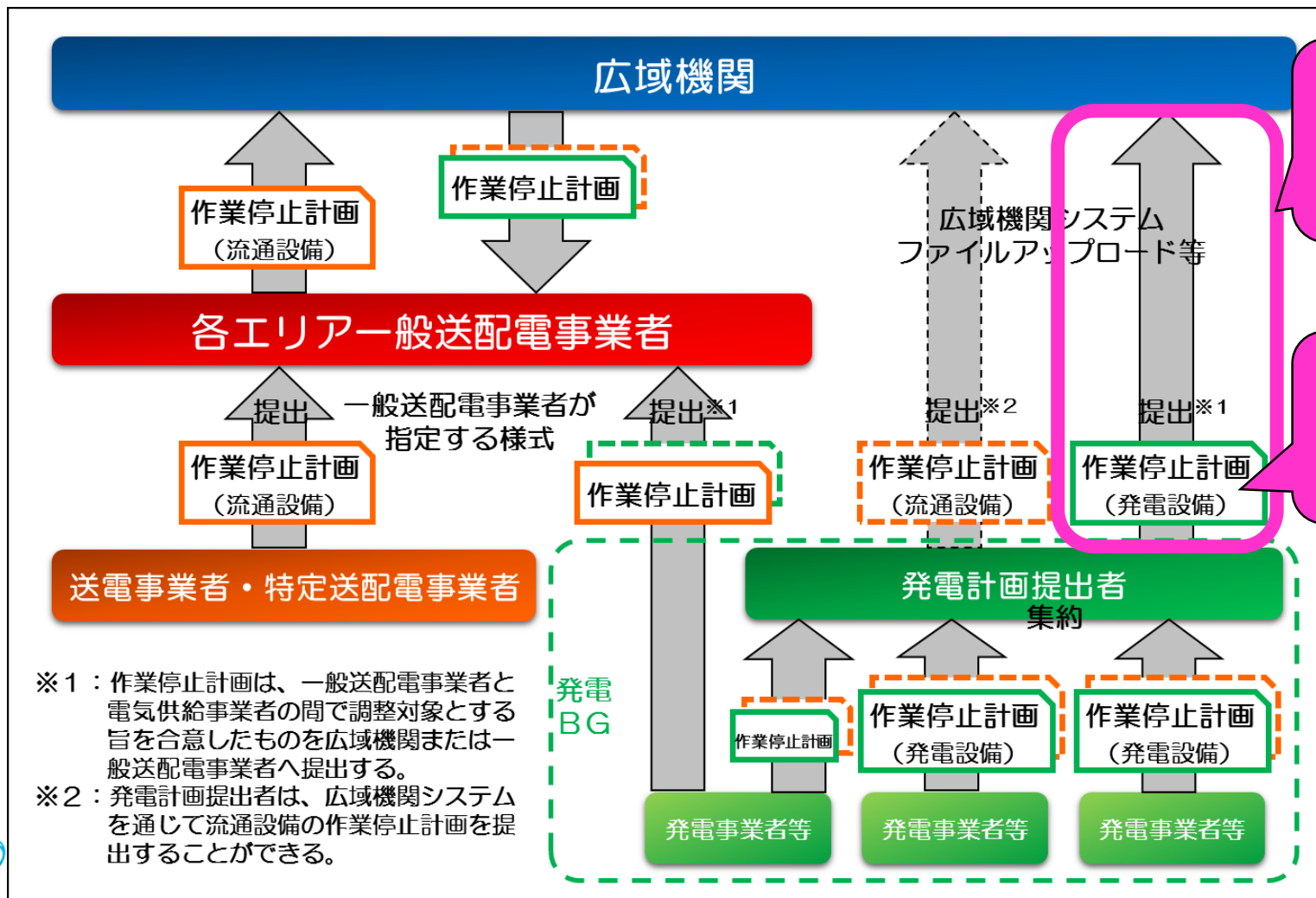
年間作業停止計画業務スケジュールおよび留意事項等

2016年10月

年間作業停止計画業務スケジュール（2017-2018年度分）



- 発電計画提出者さまは、提出期日までに発電設備の作業停止計画※1を広域機関システムファイルアップロード等により、当機関へ提出してください。
- 流通設備の作業停止計画は、提出期日までに一般送配電事業者へ提出してください。 ※2

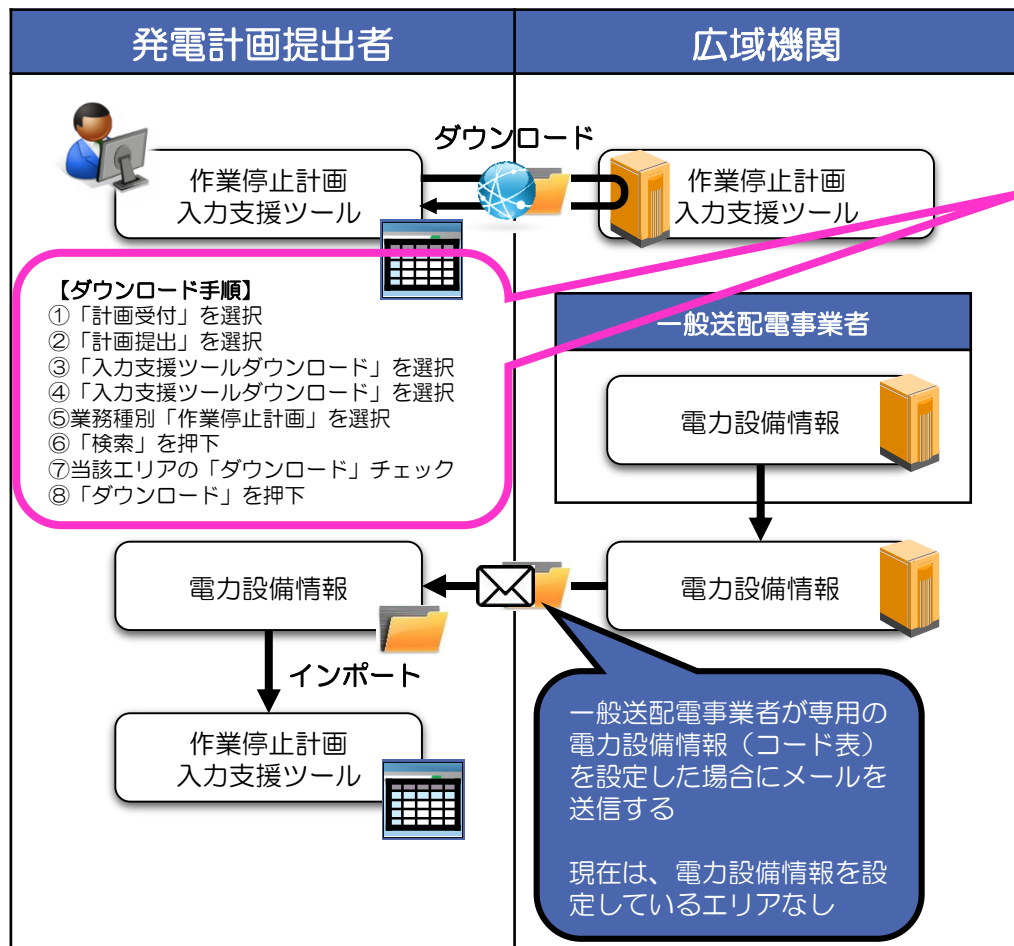


発電設備の作業停止計画は、送配電等業務指針第230条により、当機関へ提出することが規定されています。

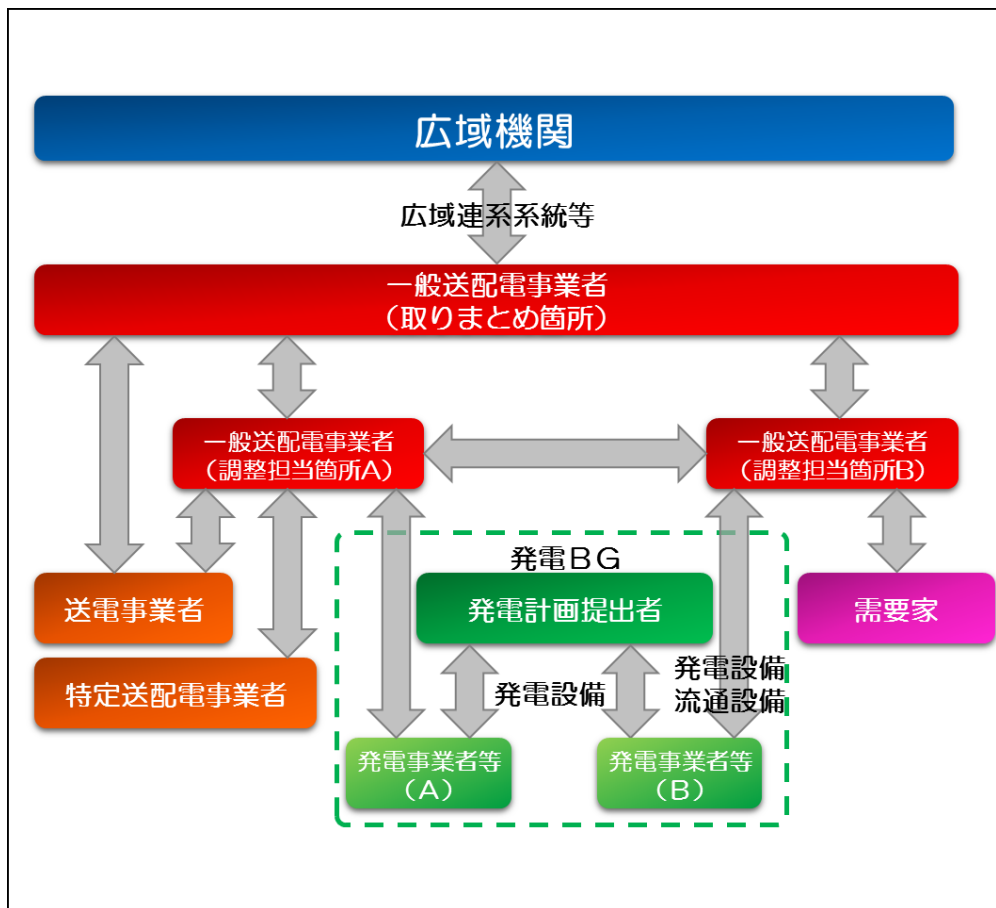
当該発電設備が、作業停止計画の提出対象か否かは、当該エリアの一般送配電事業者へお問合せください。

※1：作業停止計画は、一般送配電事業者と電気供給事業者の間で調整対象とする旨を合意したものを広域機関または一般送配電事業者へ提出する。
※2：発電計画提出者は、広域機関システムを通じて流通設備の作業停止計画を提出することができる。

- ▶ 作業停止計画の『入力支援ツール』をご利用される発電計画提出者さまは、広域機関システムから最新版をダウンロードし、任意の場所に保存のうえご利用ください。
- ▶ 入力支援ツールのご利用方法は、「広域機関システム操作マニュアル」および「作業停止計画関連業務の手引き」をご参照ください。



- ▶ 作業停止計画の調整は、作業停止計画提出者と各一般送配電事業者間の協定や申合せに基づく窓口での対応を基本とします。



- ▶ 広域連系系統等の作業停止計画により、連系線利用計画に影響が生じる連系線利用者さまおよび発電計画に影響が生じる発電計画提出者さまは、当機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができます。（送配電等業務指針第238条）

発電機出力の増加又は抑制によって流通設備（連系線は除く）の潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果および発電計画提出者間の公平性を考慮し、発電機出力の増加又は抑制の対象となる発電機を選定のうえ調整する。

なお、公平性および調整の容易性の観点から、各系統において、事前に選定発電機を一般送配電事業者と各発電計画提出者間で確認する等、円滑な調整を行う。

選定：広域連系系統の潮流調整における発電機の選定は、以下を基本とする。ただし、当該系統における発電機定格容量が相対的に小さい等、潮流調整の効果が低いと判断できる場合には選定対象外とすることができる。

- 社会的影響の小さい発電機
- 公衆安全上の影響がない発電機
- 設備保安上の影響が小さい発電機
- 溢水電力等が発生しない発電機
- 潮流調整の効果が高い発電機
 - ・停止する流通設備と同一の電圧階級および一電圧階級下位に接続する発電機
 - ・ループ系統では停止する流通設備と電氣的距離が近く調整効果が高い発電機

配分：選定された発電機に対し、調整対象発電機の定格容量（送電端）比率按分を基本とする。

なお、発電計画提出者は、潮流調整の効果を維持することを前提として、配分された量を個々の発電機に振り分ける。

